

吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例骨子(案)に関する パブリック・コメントを実施します

～みなさんのご意見をお寄せください～

1 はじめに

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、デジタル社会の形成に関する施策を推進するため「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」といいます。)が改正されました。この改正に伴い、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から法が直接適用されることとなりました。

これを受けて、市では、現行の「吉川市個人情報保護条例」(以下「現行条例」といいます。)を廃止するとともに、法で委任された事項などを規定した「吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例」(以下「新条例」といいます。)を制定する準備を進めています。このたび、新条例の骨子(案)を作成いたしましたので、みなさまからのご意見を募集します。

2 意見募集概要

(1) 意見募集の期間 令和4年9月22日(木曜日)～令和4年10月21日(金曜日)

(2) 意見の提出方法

閲覧場所に設置してあるパブリック・コメント意見提出用紙または任意の用紙に「氏名」、「住所」等を明記し、直接または郵送、ファクス、Eメールにてご提出ください。

- | | |
|--------|---|
| ① 直接 | 庶務課(市役所2階)、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、平沼地区公民館、東部地区公民館、美南地区公民館、総合体育館の意見提出箱へ投函 |
| ② 郵送 | 〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市役所 庶務課 宛 ※10月21日(金曜日)の消印有効 |
| ③ FAX | 048-981-5392 |
| ④ Eメール | syomu2@city.yoshikawa.saitama.jp |

(3) 意見の公表 令和4年11月上旬を目途にホームページ等で公表

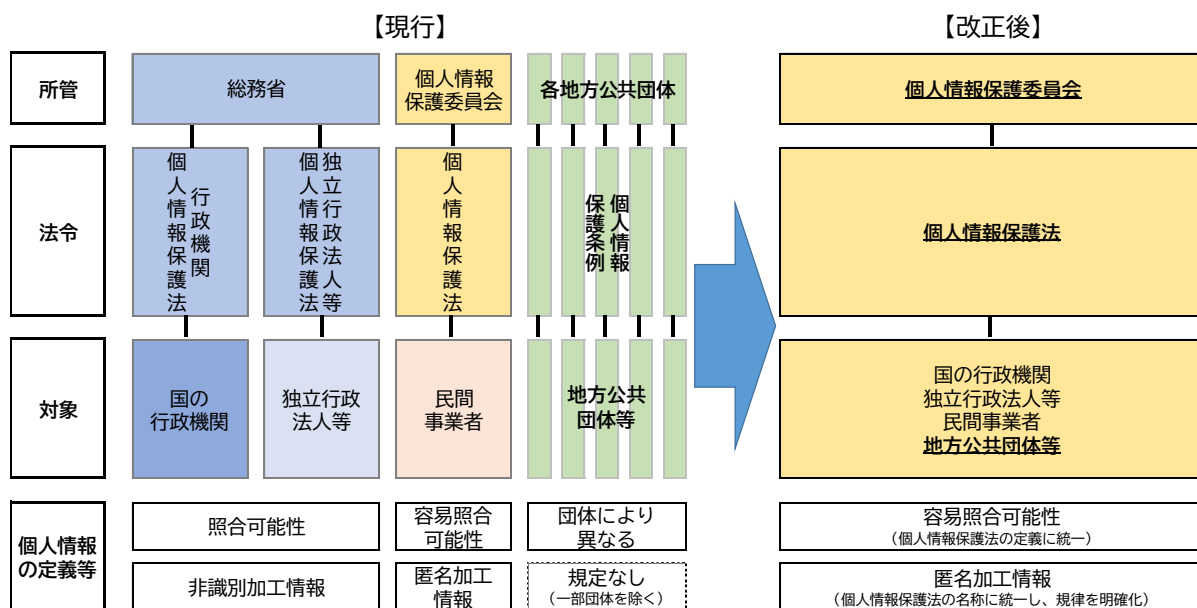
(4) 留意事項

- ・ 記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例等に基づき厳重に保護・管理します。
- ・ ご意見などを公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

3 主な内容

(1) 法改正の概要

- ① 個人情報保護制度全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます
- ② 3本の法律を1本の法律に統合し、統合後の法律で定められた全国的な共通ルールが地方公共団体の個人情報保護制度に適用されます
- ③ 国・民間・地方公共団体で個人情報の定義等が統一されます



(2) 新条例の規定内容

① 条例で定める必要がある事項 (法律に条例への委任規定が設けられている事項)

1 開示請求に係る手数料 → 現行どおり

市では、開示請求の制度が広く利用されるよう、従来から手数料を無料としているため、今後も同様に無料とします。

なお、開示文書の写しの交付に要する費用（コピー代や郵送代）については、請求者が負担することが適切と考えられることから、従来どおりその実費を徴収します。

2 行政機関等匿名加工情報制度に係る手数料 → 現行どおり (定めない)

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、行政機関等匿名加工情報制度（行政機関等の保有個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報を事業者を提供するための制度）の導入について経過措置が設けられており、当分の間その実施が任意とされているため、法施行日からの制度導入を見送ることとし、手数料は定めないものとします。

②条例で定めることが法律上許容される事項（条例で定めることについて法律に根拠規定がある事項）

1 条例要配慮個人情報の内容 → 現行どおり（定めない）

現状では、法で定める要配慮個人情報（病歴や前科など、偏見や差別につながる可能性があるセンシティブな情報として、その取扱いに特に配慮を要するもの）に加えて、条例でさらに要配慮個人情報として定める必要があると想定される個人情報が見受けられないため、法施行日時点では規定を設けないこととします。

2 個人情報取扱事務の届出・公表に係る事項 → 現行どおり

個人情報の適正な取扱いを継続するため、法で作成・公表が義務付けられた個人情報ファイル簿とは別に、個人情報取扱事務届出書を作成し、公表します。

個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務届出書
個人情報ファイル（個人情報を記録したデータベース） <u>ごとに</u> 、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。 ※ 本人の数が <u>1,000人以上のもの</u> のみ	個人情報を取り扱う事務事業ごとに、個人情報取扱事務届出書を作成し、公表しなければならない。 ※ 本人の数の制限なし（ <u>1人から作成</u> ）

3 不開示情報の範囲 → 現行どおり

吉川市情報公開条例との整合性を確保し、従来どおりの運用とするため、法が定める不開示情報から、公務員の氏名を除外します。

4 開示・訂正・利用停止決定等の期限の短縮 → 現行どおり

現行条例では法定期限より短い期限を設定しており、実務上の問題もないことから、新条例においても従来と同様の期限で開示・訂正・利用停止決定等を行います。

	国の行政機関（法）	吉川市（現行条例）
原則	開示請求があった日から <u>30日以内</u>	開示請求があった日から <u>14日以内</u>
延長（※1）	開示請求があった日から <u>30日以内+30日</u>	開示請求があった日から <u>14日以内+30日</u>
特例（※2）	開示請求があった日から <u>60日以内+相当の期間内</u>	開示請求があった日から <u>44日以内+相当の期間内</u>

※1 事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

※2 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるとき

訂正・利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき

5 審査会への諮問事項 → 変更あり

現行条例で規定していた類型的な諮問を廃止し、個人情報保護制度の運用やその在り方について、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に、吉川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとします。

6 現行条例に規定された罰則に係る経過措置 → 現行どおり

法では、現行条例の罰則規定が法の罰則規定と重複する場合は、法施行と同時にその効力を失うとともに、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によるものとされています。

しかし、実施機関の定義（法では議会が含まれない）、規定ぶりやその解釈等、現行条例と法との間に差異があり、法の経過措置では対応できないものがあることから、施行前の行為を施行後も同様に処罰し、また、なお従前の例によることとした事項に係る施行後の違反行為についても施行前と同様に処罰するため、経過措置を設けます。

③条例で定めることが解釈上許容される事項（個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項）

現行条例の規定を踏まえ、次の事項について新条例でも規定する予定です。

- (1) 個人情報保護管理責任者を定める規定
- (2) 開示・訂正・利用停止請求書の記載事項に関する規定
- (3) 個人情報保護制度の実施状況の公表に関する規定
- (4) 口頭による個人情報の提供制度に関する規定

(3) その他改正・制定が必要になる条例

- ①吉川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問内容の変更等が必要なため、吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例を改正します。
- ②現行条例の適用を受けている市議会については、今後、法の適用を受けないこととなるため、今回制定する新条例とは別に、市議会における個人情報の保護に関する条例を制定します。